

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年11月30日

**【会社名】** 株式会社鉄人化計画

**【英訳名】** TETSUJIN Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 堀 健一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区東山三丁目 8 番 1 号

**【電話番号】** 03 ( 3793 ) 5111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 国本 亮一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都目黒区東山三丁目 8 番 1 号

**【電話番号】** 03 ( 3793 ) 5117

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 国本 亮一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、平成27年11月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円50銭 総額34,158,300円

ロ 効力発生日

平成27年11月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社は、当社の子会社でありました株式会社システムプランベネックス（平成27年7月1日付にて吸収合併）及び株式会社パレード（平成27年9月25日付にて清算）の事業を承継したことを受け、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行うものであります。

変更に係る基本的な考え方は、当社の現行定款を基軸とし、当社の事業目的と子会社の事業目的との関連性を精査したうえで並び替え、規定を追加するとともに、全般にわたり規定の移動及び表現の修正を行い、簡潔明瞭に記載するものであります。

ロ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役の間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第29条及び第40条の一部を変更するものであります。なお、第29条第2項の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

ハ その他、一部字句の整理を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役4名選任の件

堀健一郎、松本康一郎、見城徹、山田善則を取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

緑河久彰、江崎修二郎を監査役に選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額30百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションを付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	45,390	274	0	(注)1	可決 99.06
第2号議案 定款一部変更の件	45,401	263	0	(注)2	可決 99.09
第3号議案 取締役4名選任の件					
堀 健一郎	45,364	300	0	(注)3	可決 99.01
松本 康一郎	45,369	295	0		可決 99.02
見城 徹	45,377	287	0		可決 99.03
山田 善則	45,373	291	0		可決 99.03
第4号議案 監査役2名選任の件					
緑河 久彰	45,384	280	0	(注)3	可決 99.05
江崎 修二郎	45,378	286	0		可決 99.04
第5号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プションに関する報 酬等の具体的な内容 決定の件	45,215	449	0	(注)1	可決 98.68

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。